

東京都特定街区運用基準 実施細目

令和8年6月
東京都都市整備局

目 次

第1	総 則	1
第2	有効空地等の維持管理	1
1	管理責任者選任届及び誓約書の提出	1
2	維持管理報告書の提出	1
3	有効空地等の標示	1
4	帰宅困難者対策の消防計画（事業所防災計画）への記載	2
5	有効空地等の維持管理に係る義務の継承	2
第3	有効空地の活用	2
1	有効空地の活用	2
第4	都市計画の図書及び添付図書	4
1	都市計画の図書	4
2	添付図書	4
第5	その他	6
1	駅とまちが一体となる都市づくりに係る報告書の提出	6
2	カーボンマイナス及び緑化の推進の取組に係る報告書の提出	6
3	無電柱化に係る報告書等の提出	7
4	開発区域外の取組に係る報告書等の提出	7
5	子育て支援施設整備に係る報告書等の提出	7
6	水辺のにぎわい創出に係る報告書等の提出	8
7	誘導すべき多様な住宅等整備報告書等の提出	8
8	既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する供用開始等報告書等の提出	8
9	供用開始前の確認	9
10	報告	9
第6	施行期日	9
	（別紙1）	10
	（別紙2）	11
様式1	管理責任者選任届及び誓約書	12
様式2	維持管理等報告書	14
様式3	有効空地等の標示板	18
様式4	有効空地の活用届	19

第1 総 則

この細目は、東京都特定街区運用基準（令和8年7月。以下「運用基準」という。）を施行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 有効空地等の維持管理

1 管理責任者選任届及び誓約書の提出

特定街区の申出者又は建築主若しくは所有者（以下「所有者等」という。）は、建築物及び次に掲げる施設等（以下「有効空地等」という。）の供用を開始する前に、標示板を設置することとし、有効空地等の維持管理を適切に行うことについて、管理責任者を選任し、かつ、様式1により、管理責任者選任届及び誓約書を東京都に提出しなければならない。

ア 有効空地

イ 育成用途

ウ 計画提案書の記載内容の実現に当たり、特定街区の都市計画により指定する容積率の設定に必要な事項

エ 運用基準第2・2・（3）エ(ア)に掲げる防災備蓄倉庫の用に供する部分

オ 運用基準第2・2・（3）エ(イ)に掲げる一時滞在施設の用に供する部分（ただし、運用基準第3・1・（2）ウに掲げる割増容積率の設定をするものに限る。）

2 維持管理等報告書の提出

管理責任者は、計画提案書の記載内容の実現に当たり、特定街区の都市計画により指定する容積率の設定に必要な事項や、有効空地等を適切に維持管理等し、その状況について、様式2に定める維持管理等報告書により、おおむね1年ごとに東京都に報告しなければならない。

また、やむを得ず当該部分の形態等を変更する必要がある場合には、同様式により、あらかじめ東京都にその旨を報告しなければならない。

3 有効空地等の標示

（1）所有者等又は管理責任者は、敷地内の見やすい場所に、当該敷地内の有効空地が都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設けられたものである旨を、様式3による有効空地標示板により公衆に標示しなければならない。掲示位置や掲示板の素材等については、東京都と協議を行い決定すること。

（2）（1）に定める標示板は、3か所以上設置しなければならない。ただし、有効空地等の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その数を変更することができる。

（3）（1）に定める標示板の規格は、次に掲げるとおりとする。ただし、街区の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その大きさを変更することができる。

ア ステンレス板、銅板等で、耐候性・耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。

イ 堅固に固定したものとする。

ウ 大きさは、縦100センチメートル以上、横70センチメートル以上とする。

- (4) (1)に定める標示板は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の規定など、当該都市計画と関連する他の法令等の規定に基づく制度上、標示が必要な場合にあっては、その標示を兼ねて一つの標示板とすることができる。

4 帰宅困難者対策の消防計画（事業所防災計画）への記載

大規模災害時における建築物の自立性確保及び一時滞在施設の確保に係る部分について、その整備内容等を東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条の規定に基づく事業所防災計画に記載し、東京消防庁に届け出るとともに、東京消防庁が受理した当該計画書の写しを東京都に提出しなければならない。

5 有効空地の維持管理等に係る義務の継承

建築物又は敷地を譲渡又は賃貸しようとするときは、譲渡又は賃貸をしようとする者は、譲渡又は賃貸を受けようとする者に対し、計画提案書の記載内容の実現に当たり、特定街区の都市計画により指定する容積率の設定に必要な事項や、有効空地等の維持管理等とその報告に係る義務を伴うものである旨を明示しなければならない。

また、譲渡又は賃貸を受けた者は、計画提案書の記載内容の実現に当たり、特定街区の都市計画により指定する容積率の設定に必要な事項や、有効空地等の維持管理等とその報告に係る義務を継承する。

第3 有効空地の活用

1 有効空地の活用

(1) 行為、期間等

次に掲げる要件に適合しているものについては、有効空地を活用することができる。

ア 行為

- (ア) 地域の活性化に寄与する行為
- (イ) 公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為
- (ウ) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第39条に規定するまちづくり団体による地域まちづくり活動
- (エ) 建設行為又は管理行為
- (オ) 上記（ウ）を行うために必要な広告物の設置、又は下記（カ）のうち必要と認められる広告物の設置（国際的規模の会議や競技会に関する広告物、自転車等シェアリングを行うために必要な広告物など）
- (カ) その他の公共公益に資する行為

イ 期間

活用期間は、上記ア（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）のうち国際的規模の会議や競技会、国及び地方公共団体等が行う行為、自転車等シェアリングのポート設置など必要と認められる場合を除き、以下のとおりとする。

- (ア) 活用期間は、一回の行為について90日以内とする。
- (イ) 同一街区において、年間2回以上活用行為が行われる場合は、全行為の延べ日数が年間180日を超えない範囲とする。

ウ 面積

活用面積は、上記ア（ウ）、（エ）、及び（カ）のうち国際的規模の会議や競技会や国及び地方公共団体等が行う行為など必要と認められる場合を除き、当該街区の有効空地実面積の25パーセント以内とする。

エ 広告物の設置

上記ア（オ）の行為については、東京都屋外広告物条例及び大規模建築物等景観形成指針に定めるところによるほか、地域の実情を踏まえて、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないもので、形状、色彩、意匠が周囲の景観を害するおそれのないものであること。

（２）活用計画の届出

ア 所有者等、管理責任者又は（１）の活用をしようとする者は、様式４により東京都にその旨を届け出て、（１）の要件に適合していることの確認を受けなければならない。

イ 上記（１）ア（オ）のうち上記（１）ア（ウ）を行うために必要な広告物を設置する者は、その設置状況及び関連する地域まちづくり活動の状況について、東京都に報告すること。

第4 都市計画の図書及び添付図書

1 都市計画の図書

都市計画の図書は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画書（別紙1）

(2) 総括図（縮尺おおむね25,000分の1）

地域地区を表示した図面に特定街区の区域を表示すること。

(3) 計画図

ア 位置図（区域）（縮尺2,500分の1以上）

都市計画施設を表示した図面に特定街区の区域を表示すること。

イ 壁面線位置図（配置）（縮尺1,000分の1以上）

街区に接する道路、区域境界線、特定街区境界線、敷地境界線、建築物の配置を表示した図面に、壁面の位置の制限を次の凡例により表示すること。この場合において、低層部、中層部及び高層部の具体的な高さも併せて表示すること。

凡例	建築物の部分	表 示 方 法
	低層部	「バーミリオン」の線及び - - - - -
	中層部	「バイオレット」の線及び - · - · -
	高層部	「グリーン」の線及び - - - - -

ウ 壁面線位置図（断面・2面）（縮尺1,000分の1以上）

街区に接する道路、区域境界線、特定街区境界線、敷地境界線、建築物の断面を表示した図面に、壁面の位置の制限をイの凡例により表示すること。この場合において、低層部、中層部及び高層部の具体的な高さも併せて表示すること。

2 添付図書

特定街区の都市計画手続を進めるに当たり、以下の図書をまとめ、提出すること。

なお、都市計画決定後、建築計画の進捗などに伴い、当初記載内容に変更が生じた場合は、東京都と協議の上、都市計画法、建築基準法の諸手続に先立って、見直し報告を行うこと。

(1) 申出書

(2) 届出書

(3) 権利関係図書

ア 権利関係者一覧表

イ 公図

ウ 登記事項証明書

(4) 事業の種類及び施行者等

(5) 都市計画図書（素案）

(6) 計画提案書

ア 計画地の位置付け

- (ア) 計画地の位置・規模及び現況
- (イ) 都市計画上の位置付け
都市計画の内容、国・東京都・区市町村の上位計画における位置付け
- (ウ) 計画地の立地特性
交通、都市構造、周辺の開発動向等

イ 計画概要

(ア) 街区整備方針

- (1) 開発整備の基本方針
- (2) 開発規模の設定（区域、開発フレーム）
- (3) 導入機能の方針
- (4) ネットワークの形成の方針（自動車、歩行者）
- (5) 有効空地の整備方針
- (6) 街並み景観形成の方針
- (7) 福祉の都市づくりに関する整備方針
- (8) 公共公益施設の整備の方針

(イ) 計画建築物

- (1) 建築概要
- (2) 配置図、平面図、立面図、断面図
- (3) 容積率
割増容積率の算定、育成用途
- (4) 建築物の高さ
- (5) 壁面の位置の制限

(ウ) 市街地環境への配慮等

- (1) 環境への配慮
植栽、日照、風環境、景観、電波障害、環境への負荷の低減、資源の適正利用、公害防止等
- (2) 交通計画
歩行者動線計画、交通施設計画、交通処理計画、駐車場・駐輪場等の計画等
- (3) 供給処理計画等
上水道、中水道、下水道、都市ガス、電力、地域冷暖房、廃棄物処理等
- (4) 防災計画
- (5) 関連する公共施設の整備

(エ) 運用基準のチェックリスト

(オ) 整備スケジュール

第5 その他

1 駅とまちが一体となる都市づくりに係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する駅とまちが一体となる都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	整備内容等を記した文書（参考様式「駅とまちが一体となる取組に関する届出書」など）
工事完了時	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書 駅とまちが一体となる取組に関する工事完了予定報告書

2 カーボンマイナス及び緑化の推進の取組に係る報告書の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は東京都環境局と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	ア 都市開発諸制度 地球温暖化対策に関するチェックシート イ 都市開発諸制度 緑化計画チェックシート ウ 電気自動車等の充電設備に関するチェックシート
確認申請時	ア 建築物環境性能等報告書 イ 緑化計画報告書
工事完了時	ア 建築物環境性能等・エネルギーの面的利用報告書（完了） イ 緑化完了報告書
運用開始後	電気の再エネ化率に関する運用内容が確認できる文書 （おおむね1年ごとに提出）

3 無電柱化に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する防災都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

また、無電柱化による評価容積率を設定する場合にあっては、手続に合わせ、「無電柱化工事に係る評価シート」を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「無電柱化に関する協議書」及び「無電柱化に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	無電柱化工事完了報告書

4 開発区域外の取組に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針及び都市開発諸制度の適用に関する防災都市づくりに係る規定の取扱い指針による手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
工事完了時	開発区域外の取組に関する工事完了報告書 開発区域外の取組に関する工事完了予定報告書

5 子育て支援施設整備に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する福祉の都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「子育て支援施設の設置に関する協議書」及び「子育て支援施設の設置協議に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	子育て支援施設整備報告書
用途変更時	子育て支援施設用途変更届出書

6 水辺のにぎわい創出に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する水辺のにぎわい創出に係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は水辺の管理者等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「水辺のにぎわい創出に関する協議書」及び「水辺のにぎわい創出に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	水辺のにぎわい創出に関する報告書
用途変更時	水辺のにぎわい創出に関する協議内容変更届出書

7 誘導すべき多様な住宅等整備報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する住宅の整備に係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は東京都等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時 （アフォード ブル住宅以外）	整備内容等を記した文書（参考様式「誘導すべき多様な住宅等の整備に関する届出書」など）
申出書提出時 （アフォード ブル住宅）	協議結果を記した文書（参考様式「アフォードブル住宅の供給の協議に関する協議書」、「アフォードブル住宅の供給の協議に関する回答書」の写しなど）
工事完了時 （アフォード ブル住宅以外）	誘導すべき多様な住宅等整備報告書
募集開始時 （アフォード ブル住宅）	アフォードブル住宅の募集開始報告書 アフォードブル住宅の募集開始予定報告書

8 既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する供用開始等報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに係る既定の取扱い指針に定める手続に合わせ、以下に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は東京都等と調整を図った上で提出すること。

提出時期	提出資料
申出書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する協議書」、「既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する回答書」の写しなど）
供用開始時等	既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する供用開始等報告書 既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりに資する取組に関する供用開始等予定報告書

9 供用開始前の確認

所有者等は、有効空地等の整備状況について、その供用を開始する前に、計画提案書及び見直し報告書に記載された内容との整合等に関して、東京都の確認を受けること。

10 報告

特定街区の区域内において、知事は、運用基準及び運用基準実施細目の運用に必要な事項については、開発者、施設管理者等に対して、報告を求めることができる。

第6 施行期日

この実施細目は、令和8年7月1日から施行する。

東京都市計画特定街区の決定（東京都決定）

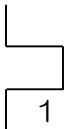
都市計画 ○○○○○ 特定街区を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の高さの最高限度	備 考
○○○○○ 特定街区	東京都○○区 ○丁目地内	約 〇.〇 ha	〇〇／１０		「建築物の高さの 最高限度」はＴＰ＋ 〇. 〇mからの高 さである。
		○街区 約 〇.〇 ha	〇〇／１０	高層部 〇〇m 中層部 〇〇m, 〇〇m 低層部 〇〇m, 〇m	
		△街区 約 〇.〇 ha	〇〇／１０	高層部 〇〇m 低層部 〇〇m, 〇m	

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由：市街地の整備改善を図るため、都市計画○○○○○特定街区を決定する。

(別紙2)

凡 例	種 類		
☐ ブルー塗りつぶし ☐ ライトブルー塗りつぶし ☐ バイオレット塗りつぶし ☐ バイオレットメッシュ	青空空地型	0 ～1.5m以内 1.5超 3.0m以内 3.0超 6.0m以内 6.0超 12.0m以内	1.0 0.8 0.6 0.4
☐ イエロー塗りつぶし ☐ オレンジ塗りつぶし ☐ イエローグリーン塗りつぶし ☐ イエローグリーンメッシュ	側面開放型 1/1以上  1～	0 ～1.5m以内 1.5超 3.0m以内 3.0超 6.0m以内 6.0超 12.0m以内	0.8 0.6 0.5 0.3
☐ バーミリオン塗りつぶし ☐ マジェンタ塗りつぶし ☐ ピンク塗りつぶし ☐ ピンクメッシュ	側面開放型 1/1以上 1/2未満  0.5～1	0 ～1.5m以内 1.5超 3.0m以内 3.0超 6.0m以内 6.0超 12.0m以内	0.6 0.5 0.4 0.2
☐ ダークブラウン塗りつぶし ☐ ブラウン塗りつぶし ☐ イエローオーク塗りつぶし	屋内広場型 コンコース型	0 ～1.5m以内 1.5超 3.0m以内 3.0超 6.0m以内	0.4 0.3 0.2
(緑化の特例) ☐	一般例に該当する種類の色で枠を取り(6.0mを超えるものについてはメッシュのまま)その内側をグリーンで塗りつぶす。		上記の数値に1.2を乗じた数値
(歩道状空地の特例) ☐	一般例に該当する種類の色で枠を取り、枠と同じ色で斜線表示する。		上記の数値に1.2を乗じた数値
(環境施設の特例) ●	施設の位置に黒丸印		上記の数値に1.1を乗じた数値

様式 1 管理責任者選任届及び誓約書

年 月 日

東京都都市整備局
都市づくり政策部
土地利用計画課長 殿

所有者等 住所
氏名
電話 ()

管理責任者選任届及び誓約書

私は、東京都特定街区運用基準に基づいて設置した有効空地等について、下記の者を管理責任者に定め、適正に維持管理するとともに、有効空地については一般の公開の用に供することを、また、育成用途、一時滞在施設及び防災備蓄倉庫については当該用途に供することを誓約します。

また、建築物又は敷地を、譲渡又は賃貸する場合も、本誓約書に基づく誓約事項を継承することを誓約します。

記

1 管理責任者

(1) 有効空地管理責任者

住所
氏名
電話 ()

(2) 育成用途の管理責任者

住所
氏名
電話 ()

(3) 地域の育成及び整備に貢献する施設等（開発区域外におけるアフォーダブル住宅を含む）の管理責任者

住所
氏名
電話 ()

(4) 一時滞在施設の管理責任者

住所
氏名
電話 ()

(5) 防災備蓄倉庫の管理責任者

住所
氏名
電話 ()

- (6) 重要文化財指定建築物、歴史的建造物等、近現代建造物等及び個性ある地域資源
の管理責任者

住所

氏名

電話 ()

2 特定街区の概要

- (1) 特定街区の名称

- (2) 特定街区の位置

- (3) 都市計画決定年月日及び告示番号 年 月 日 第 号

(注) 1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

2 有効空地等の配置については、計画提案書又は見直し報告書に添付した図面を基本
に作成したものを添付すること（配置図、有効空地計画図、各階平面図等）。

3 同一項目内で管理責任者を複数定める場合は、適宜行を追加して記載すること。

様式2 維持管理等報告書

年 月 日			
東京都都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長 殿			
管理責任者		住所 氏名 電話 ()	
連絡先		氏名 所属 電話 () メールアドレス @	
維持管理等報告書			
東京都特定街区運用基準に基づいて設置した有効空地の維持管理等の状況について、 下記のとおり報告します。			
特定街区の名称			
特定街区の位置			
告示年月日及び告示番号		年 月 日 第 号	
所有者	住 所		
	氏 名		
今後の増築、用途変更及び 設備改修等の予定		受付 欄	
前回の報告年月日		年 月 日	

(注) 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

有効空地の 維持管理の 状況（自転車 等シェアリン グのポートの 設置により有 効空地を活用 している場合 は、その維持 管理の状況を 含む。）	1 総合所見	
	2 公衆の利用状況	
	3 変更の有無及び その内容	
	4 その他管理上の 問題点等	
育成用途の 管理の状況	1 総合所見	
	2 育成用途の管理状況	
	3 変更の有無及び その内容	
	4 その他管理上の 問題点等	
地域の育成 及び整備に 貢献する施 設等（開発区 域外におけ るアフォー ダブル住宅 を含む）の管 理の状況	1 総合所見	
	2 施設等の管理状況	
	3 変更の有無及び その内容	
	4 その他管理上の 問題点等	

重要文化財指定建築物等の維持管理の状況	重要文化財指定建築物等の場所	
	1 総合所見	
	2 施設の管理状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	
一時滞在施設の維持管理の状況	帰宅困難者のための待機スペースの設置箇所	階
	防災備蓄倉庫の設置箇所（帰宅困難者用）	階
	1 総合所見	
	2 物資の備蓄状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	
防災備蓄倉庫（従業員用又は居住者用）の維持管理の状況	防災備蓄倉庫の設置箇所	階
	1 総合所見	
	2 物資の備蓄状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	

配置図・有効空地図（変更のない場合は省略可）

各階平面図（一時滞在施設及び防災備蓄倉庫の存する階のもの。変更のない場合は省略可）

アフォーダブル住宅の供給に寄与する計画 適合表（別紙添付）

- ・基準に適合していることを住戸ごとに示す一覧表を別紙として添付すること。
- ・設定家賃を変更する場合、変更前後の賃料及び家賃低減率を示す根拠資料を添付すること。

写真添付欄

・有効空地の状況、有効空地標示板、育成用途の状況、地域の育成及び整備に貢献する施設等（開発区域外におけるアフォーダブル住宅を含む）の状況、重要文化財指定建築物等一時滞在施設及び防災備蓄倉庫※を撮影したカラー写真を、数枚に分けて添付すること。

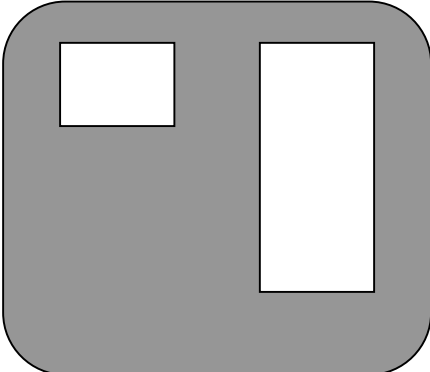
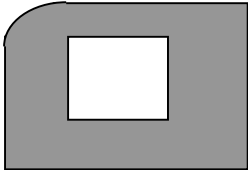
※防災備蓄倉庫が複数箇所ある場合で、かつ各箇所の防災備蓄倉庫の維持管理状況が同様である場合は、代表的な2か所の防災備蓄倉庫のカラー写真も可

- ・写真撮影位置・方向を、番号と矢印で示した図を添付すること。配置図等と兼用可

※報告内容について、該当する項目がない場合は省略可

※重要文化財指定建築物等とは、重要文化財指定建築物、歴史的建造物等、近現代建造物等及び個性ある地域資源のことをいう。

様式3 有効空地の標示板

この広場及び通路は、地区の環境整備に有効な空地として都市計画法（特定街区）に基づいて設けられたものです。 歩行者が日常自由に通行又は利用できるものです。 年 月 日   有効空地		100 cm 以上
所有者等 氏名		
管理責任者 氏名		
連絡先	住所 TEL	
（東京都都市整備局）		

70 cm 以上

- （注）1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。
- 2 日付は、建築物及び有効空地の供用開始日とする。
- 3 記載内容は、容易に認識できるようにすること。

様式4 有効空地の活用届

年 月 日

東京都都市整備局
都市づくり政策部
土地利用計画課長 殿

届出者 住所
氏名
電話 ()

有効空地の活用届

東京都特定街区運用基準に基づいて設置した有効空地を活用したいので、下記のとおり関係図書を添えて届け出ます。

記

1 特定街区の概要

- (1) 特定街区の名称
- (2) 特定街区の位置
- (3) 都市計画決定年月日及び告示番号 年 月 日 第 号

2 活用の概要

- (1) 活用理由
- (2) 活用期間（詳細は別添参照）
- (3) 活用面積
- (4) 活用部分（詳細は別添参照）
- (5) 今年度累計活用日数

(注) 1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

2 活用期間、活用部分等の詳細は、企画提案書又は見直し報告書に添付した有効空地の図面との関連が分かる図面等を添付するとともに、活用内容、工程表等を適宜添付すること。